

第7回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム
(平成29年3月9日)における主な意見(案)

【大学における必要な科目について】

- ⑬「福祉心理学」を「家族・福祉心理学」に修正すべきではないか。
- 「家族」は⑩「社会・集団心理学」に含まれているので⑩を「家族・社会・集団心理学」に修正すべきではないか。

【大学院における必要な科目について】

- ⑦「力動論に基づく心理療法に関する理論と実践」と⑧「行動論・認知論に基づく心理療法に関する理論と実践」を一つの科目にまとめ、「心理支援に関する理論と実践」に修正すべきではないか。
- 力動論と行動論・認知論はそれぞれ別に学ぶべきであるため、一つにまとめるべきではないのではないか。
- アメリカでは力動論ありきで行動論・認知論がある。一つにまとめても問題ないのではないか。
- ⑨「家族関係・地域社会における心理療法等に関する理論と実践」を「関係者・地域社会における支援に関する理論と実践」に修正すべきではないか。
- ⑨を「家族関係・集団・地域社会における心理療法等に関する理論と実践」とし、⑨の2.「地域社会や組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法」を「地域社会や集団・組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法」に修正すべきではないか。
- 大学院における必要な科目として「心の健康教育に関する理論と実践」を追加すべきではないか。
- 学校や一般家庭に対する健康教育は重要であるため、「心の健康教育に関する理論と実践」⑨に追加すべきではないか。
- 「心の健康教育に関する理論と実践」は⑨の5.として追加すべきではないか。

【実務経験について】

- プログラムを作成することを想定しており、その場合実務経験の期間は2年では足りないのではないか。
- 就職先での実務経験だけでは身に付けられない知識や技能を補完する形で、大学院の講義や他分野への実習をすればよいのではないか。参考資料2のプログラムの内容では、現場に教育機関を設けるように聞こえる。
- プログラムで1日1時間以上、講義やグループワークと同等の学修を行うのであれば、2年間で300時間は学修できる。そのため実務経験の期間は

2年でよいのではないか。しかし、これほどの環境が整いプログラムを用意できる施設は、現実的には少ないのではないか。

- 毎年継続的に学生を雇うことは難しい。病院でもできないのではないか。
- 個々の施設がプログラムを作るのではなく、例えば精神科病院協会がプログラムを作ることなどで対応してはどうか。
- 今回提出されたプログラムは、公認心理師ではなく医療心理師のプログラムではないか。公認心理師は汎用性のある資格であるため、プログラムを受けた後、どこの分野でも働けるようにすべきであり、プログラムには大学院と同様の内容を盛り込むべきではないか。
- 働きながら大学院の講義を受けるのと同等の講習を受ける場合に必要な期間を試算したところ、週に1回の研修で4.3年程度、週に1.5回の研修で2.9年程度、週に2回の研修で2.1年程度かかるという結果となった。そのため、少なくとも実務を経験する期間を2年とすることはできないのではないか。
- 実務を経験する施設における教育制度の整備や教育者の用意ができないことが考えられるため、プログラムは非現実的ではないか。プログラムがなくても、3年の実務経験があれば十分ではないか。
- 通常の業務をしつつ、プログラムのような振り返りや個別面談等のスーパービジョンを行うのでは、指導者の負担が大きすぎるのではないか。
- 実務経験に加えて、大学及び大学院における講義と同等の学修も行うべきではないか。
- 他分野への実習も行うべきではないか。
- 指導者と研修生の相性も重要であるため、複数の指導者を用意する必要があるのではないか。
- 指導者の負担などを考えると、例で示されたプログラムの内容では厳しすぎるのではないか。
- 4年制の大学を出た後に常勤として現場（例えば福祉分野等の公的機関）で働く場合、将来的に他の分野で経験することが可能となったとしても、プログラムという枠組みがない施設では実務経験として認められなくなる。
- プログラムの内容を修得できるのであれば、期間は3年より短くてもよいのではないか。
- 通常3年程度必要なプログラムを2年で行うというのは、公認心理師を目指す者の負担が大きくなるのではないか。
- 就職後、初年度は業務を覚えることに集中するため、プログラムの教育を十分受けることができないのではないか。

【いわゆる現任者について】

- 現任者は週 1 回の勤務でもよいものとし、講習を受ける時間は 30 時間程度としてはどうか。

【受験資格の特例について】

- 公認心理師法附則第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の大学院における必要な科目については、同法第 7 条第 1 号の大学院における必要な 9 科目のうち 6 科目程度を履修すればよいこととしてはどうか。また、実習については、必要な時間数を減らすこととしてはどうか。
- 大学についても大学院と同様に必要な科目の 6 割程度を履修すればよいこととし、実習については必要な時間数を減らすか、実習を要件としないこととすればよいのではないか。
- 大学及び大学院において、実習を必須の要件としなくてよいのではないか。

以 上